

原点を忘れず 変化をおそれない

令和4年11月21日
原子力規制委員会
委員長 山中 伸介



はじめに



組織理念

原子力規制委員会は、**2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓**に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

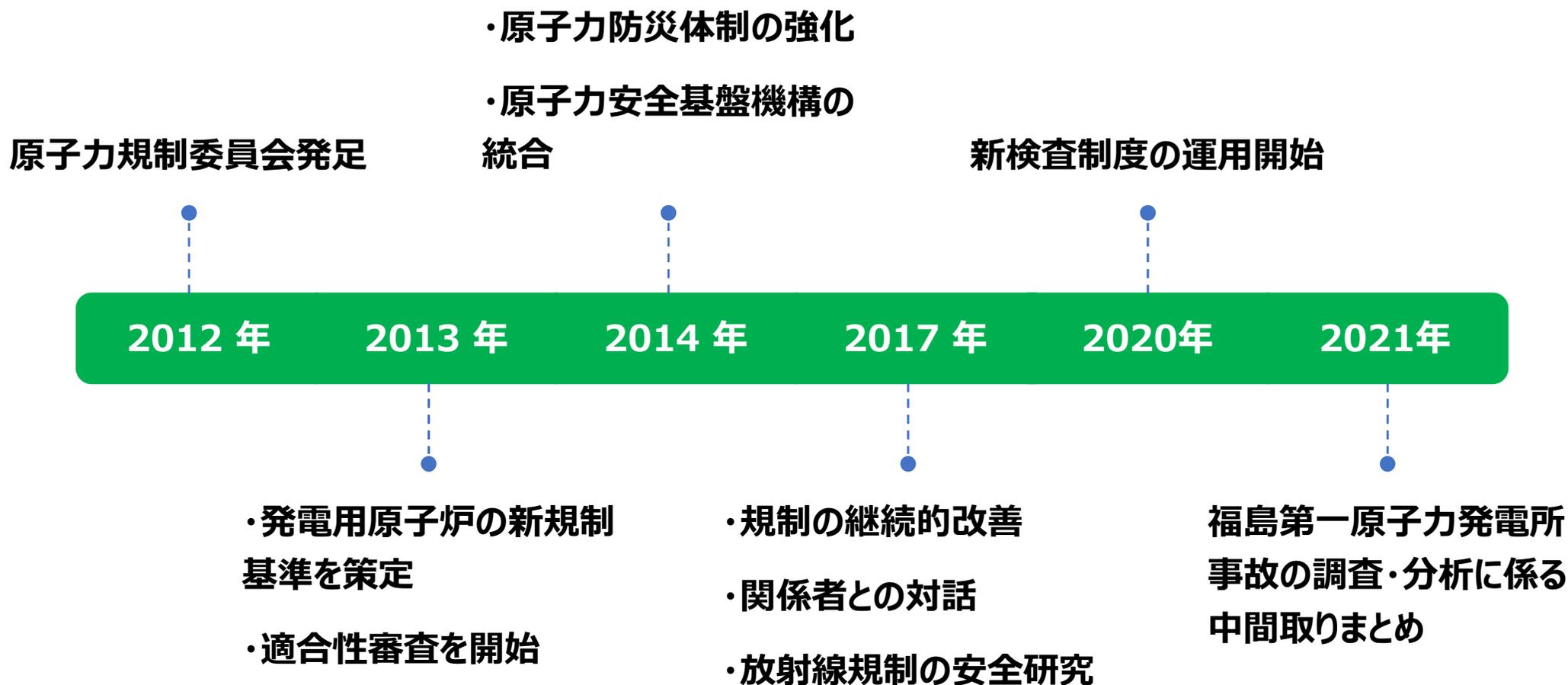
使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

活動原則

- (1) 独立した意思決定
- (2) 実効ある行動
- (3) 透明で開かれた組織
- (4) 向上心と責任感
- (5) 緊急時即応

これまで



独立性の確保

- 原子力利用における「推進」と「安全規制」とを分離し、専門的な知見に基づき中立公正な立場から独立して原子力安全規制に関する職務を担う組織として、3条委員会である「原子力規制委員会」を設置
- 3条委員会は、委員会の責任において行政処分（最終的な国家意思の表明）を行う権限を有する

透明性の確保

- 会議は一般傍聴及びネット生中継により原則公開、
資料は会議前に原則公開
- 週1回の定例記者会見、週2回の定例記者ブリーフィング
- オンライン会議システムの活用や、
事務局ヒアリングの議事録作成・
公開のための自動文字起こし機の
導入等



オンライン会議システムを利用した審査会合の様子
(2021/3/25 第958回原子力発電所の
新規制基準適合性に係る審査会合)

100%の安全性はない

- 従来の発想を転換
- 「重大事故を起こさない対策」の強化、新たに「万が一重大事故が発生した場合の対策」の要求
- バックフィット制度の導入

重大事故の発生を防止するための対策

強化

万が一重大事故が発生した場合の、
拡大防止・影響緩和のための対策

耐震・ 津波 性能	その他 の整備 の性能	電源の 信頼性	火災に 対する 考慮	自然現 象に対 する考 慮	内部溢 水に対 する考 慮	炉心損 傷防止 対策	格納容 器破損 防止対 策	放射性 物質の 拡散抑 制対策	意図的 な航空 機衝突 への対 応
-----------------	-------------------	------------	------------------	------------------------	------------------------	------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------------

従来

追加

厳正かつ適切な規制の実施

- 原子力施設の規制、基準の策定、適合性審査・新検査制度の実施
- 核セキュリティ対策の推進、保障措置の着実な実施
- 福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
- 放射線防護対策、緊急時対応・訓練



総合防災訓練の様子

(2019/11/8～10 原子力規制庁緊急時対応センター)



現地視察の様子

(2022/9/8 大飯原子力発電所)



現地調査の様子

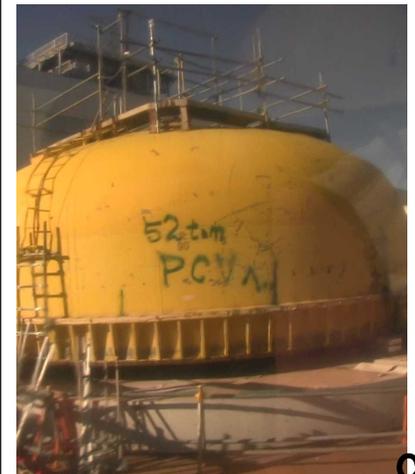
(2022/8/25 福島第一原子力発電所)

原点を忘れず



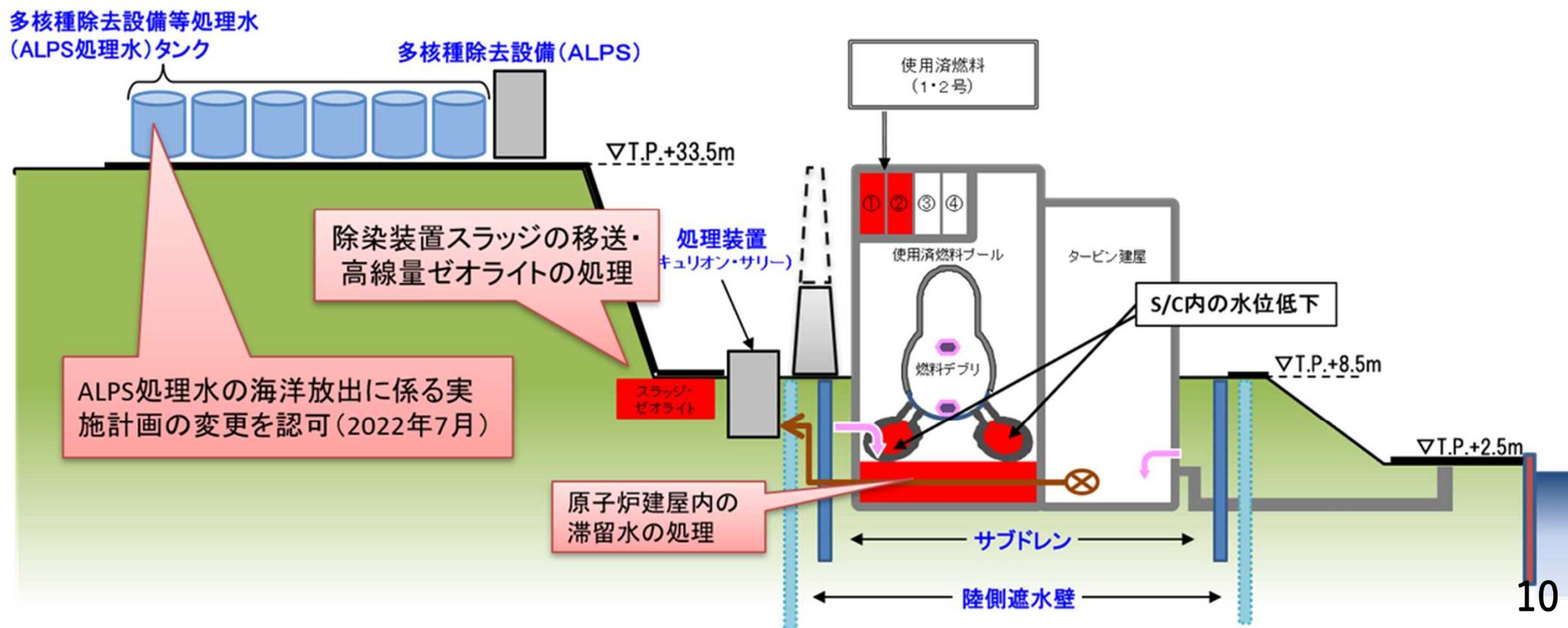
緊急措置の10年から

安定化への10年へ



廃炉作業への対応

- 様々な物質の分析、分類、保管への対応
- リスク低減への取組



変化をおそれない

～規制の継続的改善～

- 最新の科学的・技術的知見等を規制基準に反映
(有毒ガス防護、火山の噴出規模見直し、警報なし津波への対応など)
- 審査の予見性の向上、審査体制の見直しなど、審査プロセスの改善
- 放射線源規制・放射線防護に関する調査・研究を推進、研究機関等からの提案を踏まえ、規制の改善に資する知見を継続的に創出
- 放射線防護研究関連機関によるネットワーク構築の支援 など

高経年化した原子炉に関する安全規制の検討

- 令和2年7月、原子力規制委員会は、発電用原子炉の運転期間の在り方は、原子力利用に関する政策判断にほかならず、当委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を確認した。
- 本年10月、資源エネルギー庁は、原子力利用政策の観点から運転期間を見直すための検討を進めていることを当委員会に対して明らかにした。
- 利用政策側がこうした検討を進めていることへの対応として、当委員会は、**必要な安全規制を継続して実施できるようにする**ため制度設計の準備を進めている。
- 当委員会が利用政策側に先んじて自ら当該定めを変更することではなく、仮に利用政策側が当該定めを変更しない場合には当委員会も変更することはない。

高経年化した原子炉に係る安全規制制度（現行と今後の制度案）

現 行

高経年化技術評価制度（2003年導入。主としてソフト規制）



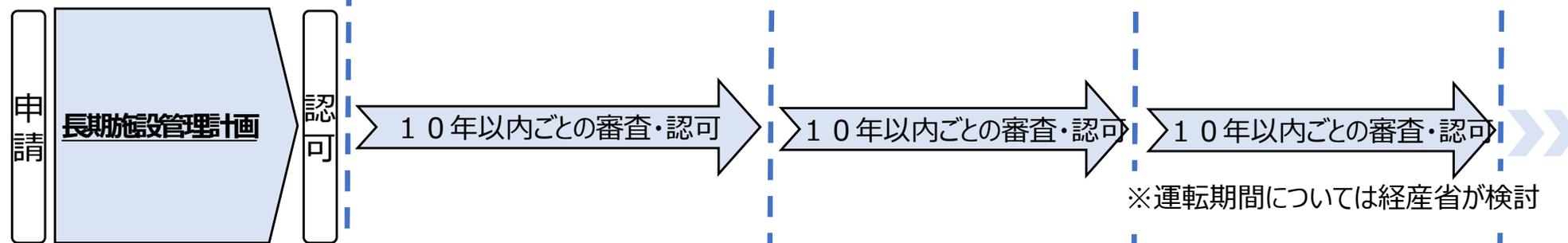
運転期間延長認可制度（2012年導入。主としてハード規制）



統合

検討案

検討中の制度案イメージ（ソフト及びハード規制）



運転開始後 30年

運転開始後 40年

運転開始後 50年

運転開始後 60年

今後

- 情報発信と対話
- 現場重視の規制
- 原子力規制に関する
人材の育成
- 国際機関による外部評価
- 継続的改善



ご清聴ありがとうございました